

奈良県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 洞川下市線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
4 8	吉野郡下市町大字 立石二六〇番七先 から 吉野郡下市町大字 立石二五九番一先 まで	前	三・六 、 六・一	一〇三・九	
		後	四・五 、 八・〇	一〇三・九	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和四年九月三十日